

社会福祉

年少者 (15 歳以下) の労働を制限しているのは「**労働基準法**」

日本初のスラム街の託児

1900 年 (明治時代) **野口幽香・森嶋峰 二葉幼稚園**でフレーベル教育

完結出生児数 (夫婦の最終的な出生子供数) → 1950 年代には **3.5 以上**

* **2010 年** はじめて 1.96 となってしまった

自立支援給付は「**障害者総合支援法**」で定められている

厚生年金加入者・共済組合加入者は自動的に国民年金 **2 号** 被保険者になる

*1 号: 自営業者や学生

知的障害者相談員…**民間の協力者**

社会福祉**主事**…任用資格

婦人相談員…「**売春防止法**」にもとづく

身体障害者**福祉司**…身体障害者更生相談所におく

民生委員…「**民生委員法**」にもとづく

短期アプローチの代表 2 つ

- ① **課題中心アプローチ**…「いま、ここ」を重視。問題確定→課題抽出→目標設定→計画的援助
- ② **解決志向アプローチ**…臨床心理の短期療法の影響を受けている

エンパワメントアプローチ…抑圧された潜在能力に気付き対処する&原因となる環境を変革する

ナラティブアプローチ…「物語」に基づく援助

ボランティア活動の基盤整備→**社会福祉協議会** (民間組織! ボランティア・市民活動センターをもつ)

共同募金…**第一種**社会福祉事業。各**都道府県**に設立。戸別募金 > 70%、街頭募金はたった 2%

ナショナルミニマム…“国”の必要最低生活水準

シビルミニマム…“都市”の必要最低生活水準

ソーシャルインクルージョン…すべての人を社会の構成員として包み、支えあうという考え方

【イギリスの社会福祉】

トーマス・チャルマーズ…COS（慈善組織協会）にて隣友運動。「救済に値する貧困者」のみを救済した（選別主義）

貧困調査

C.ブース@ロンドン…3割が貧困線以下であることを発見

ラウントリー@ヨーク…第一次貧困（水準以下）と第二次貧困（水準ギリギリ）にわけた

1911年 世界初「国民保険法」で健康保険と失業保険を制度化

ベヴァリッジ（1942年）…“ゆりかごから墓場まで”を提唱

*ベヴァリッジ報告：5つの巨人に対する新たな社会保障システムを提唱

タウンゼント…“貧困の再発見”

【日本の社会福祉】

1874年（明治7年）恤救規則…住民同士の隣保相扶で貧困者を助ける

1900年（明治33年）感化法

石井十次…岡山孤児院

石井亮一…滝乃川学園（知的障害児）

留岡幸助…家庭学校@巣鴨 「感化教育の父」

横山源之助…『日本の下層社会』

糸賀一雄…近江学園（知的障害児）「この子らを世の光に」

1929年（昭和4年）救護法

1938年（昭和13年）国民健康保険法

1947年（昭和22年）児童福祉法

1949年（昭和24年）身体障害者福祉法（18歳以上で身体障害者手帳を持つ人）

福祉3法→ ①児童福祉法 ②身体障害者福祉法 ③生活保護法

“児童”の定義

18歳未満…児童福祉法

20歳未満…母子・父子・寡婦福祉法

介護保険の利用者負担：応益負担 *ただし所得で減免あり

第1号：65歳以上（保険料は年金から天引き）

第2号：40歳～65歳の医療保険加入者

ソーシャルワークの実践モデル

- ① **治療モデル**：リッチモンド 問題点をなおす
- ② **生活モデル**：ピンカス、ミナハン 人と環境の相互作用を重視
- ③ **ストレングスマodel**：サリーベイ、ラップ 利用者の長所を活かす

「国・地方公共団体」と「利用者」のあいだで福祉サービス情報をやりとりするシステム
→**福祉保健医療情報システム (WAM NET)**

日本国憲法 **14条** = 法の下の平等 … 社会福祉の公平性の根拠となる

障害者差別禁止法というものはない！（2013年 障害者差別解消法 ができた）

国際条約「女子差別撤廃条約」に日本も批准している

セツルメント≡隣保事業

*セツルメントとは…宗教家や学生などによる社会の下層に属する人々に対する社会事業の一つ。主として宗教的、教育的立場からなされるものが多い。その事業内容はさまざまであるが、一般に、保育、学習、クラブ、授産、医療、各種相談などがある。セツルメント運動。（コトバンクより）

国が公表した **2000年の報告書では福祉分野の“「公助」から「共助」へ“が示されており、新たな「公」**
を総合する取り組みとしてNPO、ボランティアの活用が促されている

2010年 報告書「**参加型社会保障（ポジティブ・ウェルフェア）の確立に向けて**」

親権停止（2年以内）と親権喪失は原因がなくなったら取り消せる！

親権停止は**家庭裁判所**が審判する

離婚するときには父母どちらかが必ず親権者にならなくてはならない！

<施設設置の根拠となる法律>

生活保護法—救護施設

児童福祉法—母子生活支援施設

・児童発達支援センター

・助産施設

老人福祉法—養護老人ホーム

苦情解決に触れられていない → 「児童福祉法」

児童養護施設の費用は**応能負担**

平成 22 年～ 障害者の利用者負担は応益負担から**応能負担**になった

都道府県が管理 ・ 婦人相談所
・ 精神保健福祉センター

高齢化率	7%以上…高齢化社会
	14%以上…高齢社会
	21%以上…超高齢社会

*2010 年 23%！ いまの日本は「**超高齢社会**」。

2017 年 全国的な保育ニーズのピークを迎える；『待機児童解消加速化プラン』で解消のターゲット年